

令和3年6月28日

第107回 神戸市個人情報保護審議会

本市で利用実績のあるソリューション・
製品・サービスを用いた情報システムの
追加について

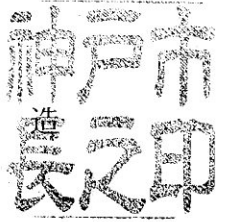
(企画調整局)

神企情第1652号

令和3年6月24日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局デジタル戦略部

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
(第 11 条第 1 項)

	類 型	理 由
11	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」
- ⑦ 補助金申請システム「J グランツ」 (国)
- ⑧ 行政手続スマート化「TKCスマート申請システム」

※下線は追加項目

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて
(第11条第2項第2号)

	類 型	電子計算機処理する個人情報	理 由
4	<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	・個人の特質を規定する身体に関する情報	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS (地理情報システム) (神戸市)
- ② 電子申請共同運営システム (兵庫県)
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス (国)
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」
- ⑦ 補助金申請システム「J グランツ」 (国)
- ⑧ 行政手続スマート化「TKCスマート申請システム」

※下線は追加項目

電子計算機処理の制限（条例第11条）に係る類型の追加について

令和2年10月26日、当審議会において、「本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築について」の類型化に関して、ご審議いただき、類型化に至った。

「TKCスマート申請システム」については、ご審議いただいたところであるが、本市においては、様々な手続きの電子化を検討しており、今後も本システムを活用する事業の増加が見込まれることから、新たに条例第11条に規定されている電子計算機処理の制限に関する既存の類型に追加することにより、システム面における個人情報のセキュリティを十分に確保しながら、諮問手続の効率化を図る。

この度、この類型で認められている情報システムに下記のシステムを追加することをご審議いただきたい。

記

1. 類型に追加するソリューション・製品・サービス名
株式会社TKC「TKCスマート申請システム」

2. 諮問内容

株式会社TKCの「TKCスマート申請システム」は、個人情報に係る情報資産について、セキュリティレベルが確保されていると認められることから、同じソリューションを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められる。

そのため、条例第11条第1項の類型11及び条例第11条第2項の類型4に本システムを追加し、「TKCスマート申請システム」を主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築する場合は、諮問不要とする。

システム構成図

参考図

